

日本共産党千葉市議団コロナ対策改善状況（広報・事業支援）

	要望事項	進展・改善事項
広報1	公的情報を迅速に市民へ伝えるとともに、市として独自の情報把握に努め、インターネットを利用できない高齢者・市民にも確実に届くよう徹底すること。	市政だより特別号の発行。毎週の木曜日に週報を市有施設に掲示。
広報2	クラスター場所、感染経路や居住区等の情報公開も検討し、市民の理解と協力のもとで感染防止対策を進めること。	コロナ感染経路不明者数と居住区別人数の公開。
事業1	市内事業者に市独自でも損失補填や給付金の支給が行えるようにすること。	テナント支援協力金制度創設。県の休業要請を受けて休業した店舗や、外出自粛要請により大きな影響を受けている飲食店の賃料を支援。賃料の10分の8（1テナントあたり50万円が上限）支援。
事業2	市のテナント支援事業はオーナー申請だけでなく事業者からの直接申請も受け付けることや理美容等対象業種を広げること。	オーナー申請から事業者申請可能な休業要請を受けていた業種及び飲食店のテナントに支援金を支給するテナント支援金（対象経費 1か月分の賃料 補助率 2/3）。理美容店理容促進事業が進展。
事業3	国の持続化給付金の対象外となる、収入基準前年比50%未満の事業者に、川崎市のような全業種対象の一律10万円給付などを参考にして、市独自の小規模事業者等を支援する給付金制度をつくること。	売上減20%以上50%未満の市内中小企業者の支援のため、国等の給付金制度の対象外となっている事業者に給付金20万円を支給する、中小企業者事業継続給付金を創設。